

教育警察常任委員会関係

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
請 24	<p>(件 名) 安全安心な町づくりに於ける、いわゆるヤード（自動車等の解体施設）に対し規制を要望することについて</p> <p>(要 旨) 木曾岬町には、数多くのいわゆるヤード（自動車等の解体施設）が点在しているが、この3年間でその数は倍増し、住民からの苦情が急増している現状がある。 これまでも、三重県に様々な対応をして頂いているが、現状は、規制が行き届かず住民にとり何も変わらない為、苦情が絶えない状況である。 安全安心な町づくりを目指す木曾岬町にとっても喫緊の課題となっており、何卒これらの規制を行える実効力のある条例の制定を強く要望する。</p> <p>(理 由) 木曾岬町には、数多くのいわゆるヤード（自動車等の解体施設）が点在しているが、この3年間でその数は倍増し、住民からの苦情が急増している現状がある。 これまでも、三重県に様々な対応をして頂いているが、現状は、規制が行き届かず住民にとり何も変わらない為、苦情が絶えない状況である。 また、民家に近い場所が多く、その周囲の高い囲いは異様で景観を損ね、周囲が荒れ放題になっている。ごみが散乱し違法投棄等を誘発している。本来、近隣住民との融和を図るべき施設であるが、それらが殆ど考えられていない。</p>	<p>桑名郡木曾岬町大字小和泉75番地 服部 英二夫 ほか7名</p> <p>(紹介議員) 川口 円 石垣 智矢 山本佐知子 中瀬古初美 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稲森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄 三谷 哲央</p>	2年・11月

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	<p>付近では、道路のみならず歩道、空地、公園の駐車場、水路の法面等にも定期的にナンバーの無い車を置く行為が繰り返されている。</p> <p>警察による指導があってもその場しのぎの対応で、まったく意味がない状況である。</p> <p>また、車両の搬入時には道路を占有し、長時間車両の積み下ろしを行うことがあり、一般の通行車両に対し事故の誘発を招くもので危険である。また、ナンバーのない車両で公道を運転する行為があり、これらの車両によって事故が起こった場合、被害者は何の保証もない恐れがある。</p> <p>その他にも、囲いもなく段積みで車両を高く積み上げているところがある。それにより風雨はもとより、台風、地震において重大な事故が発生しかねない。これらはナンバーが無いことから自動車ではなく、いわゆる「物」であって、無責任に積み上げて何も規制がない。</p> <p>民家に近いところでは、崩れてくるのではないかと危惧する住民もいる。また、子供たちの通学路になっている場所もあり、何とかして欲しいという保護者からの訴えは日常的にある。</p> <p>これらの施設は、大型トレーラーによる自動車等の搬入が行われる事が多いので、付近の道路は常に損壊にさらされ、その修繕費用も多大となっている。また農道近辺に作られることが多く、農機具や農作業車の通行の妨げが指摘されている。しかし現状では大型車の規制が出来ない。</p> <p>また、居住施設では無い施設であるにも関わらず、居住し続け昼夜構わず作業を行っていることがあり、近隣住民との間で騒音等の問題が発生している。</p> <p>土地所有者との契約において、近隣住民の意見が一定程度反映されているところでは問題が少ないが、土地の又貸しの横行により責任の所在が希薄化し、これらも問題の発端の一つになっている。</p>		

受理 番号	件 名 及 び 要 旨	提 出 者 ・ 紹 介 議 員	提出された 定例会・会議
	<p>この他にも盗難車の問題や、火災、油等の流出問題等もあるものの、それらに関しては現状の法の範囲内で、規制がある程度出来ている。しかし、これまでに示した数々の問題には効果は無いに等しく、違反した場合には認可の停止及びはく奪等も視野に入れた新しい制度がなければ、一時しのぎの対応で済まされてしまうことになる。これらを抜本的に規制しなければ、住民の不安は取り除かれない。</p> <p>この要望は、いわゆるヤードを排除しなければならないということではなく、住民の生活環境を保全しつつ、安心して生活できるように規制の強化を求めるものである。</p> <p>安全安心な町づくりを目指す木曾岬町にとっても喫緊の課題となっており、何卒これらの規制を行える実効力のある条例の制定を強く要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民の生活環境に悪影響を及ぼし、安心した生活に不安を与えるヤードの適正管理を図るため、ヤード運営者に対し届出を義務付け違反者に対しては罰則を設けることで実効力のある条例制定を強く要望する。 2. 古物営業法、自動車リサイクル法、道路交通法等関連法令違反が確認されたヤード運営者には、許認可の取消し等適切な処分を強く要望する。 3. 車を何段も積載保管するなど、既存の法令等では規制が出来ない場合、これらを規制する為の条例制定を強く要望する。 <p>本意見書での、「いわゆるヤード（自動車等の解体施設）」とは、「自動車解体等の作業場及び保管場所」をいう。</p>		